指定訪問看護事業所

訪問サービスセンターみなみ運営規程

平成８年１月１９日制定

（事業の目的）

第１条　医療法人三省会が開設する訪問サービスセンターみなみ（以下「事業所」という）が行う指定訪問看護事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護師その他の従業者（以下「看護師等」という）が、指定訪問看護の必要性を主治医に認められた要介護状態にある高齢者等（以下「要介護者等」という）に対し、適正な指定訪問看護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　ステーションの看護師等は、利用者が要介護状態等となった場合でも、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すものとする。

②　事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第３条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

一　名称　　訪問サービスセンターみなみ

二　所在地　群馬県太田市高林北町１１３８－１

（職員の職種、員数及び職務内容）

第４条　事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

一　管理者　看護師１名

管理者は、ステーションの従業者の管理及び指定訪問看護の利用の申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、自らも指定訪問看護の提供に当たるものとする。

二　看護師等　看護職員　常勤換算方法により２．５名以上

三　理学療法士等　１名以上

看護師等は、指定訪問看護の提供に当たるものとし准看護師を除き、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成するものとする。

四　事務職員　１名以上

必要な事務を行う

（営業日及び営業時間）

第５条　事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

一　営業日

月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の休日及び年末年始（１２月３０日から１月３日）並びに創立記念日（４月第２土曜日）を除く。

二　営業時間

月曜日から金曜日　午前８時３０分から午後５時３０分までとする。

土曜日　　　　　　午前８時３０分から午後１２時３０分までとする。

三　電話等により、２４時間常時連絡が可能な体制とする。

（指定訪問看護の内容）
第６条　指定訪問看護の内容は次の通りとする。
一　病状・障害の観察
二　清拭・洗髪等による清潔の保持
三　食事及び排泄等日常生活上の世話
四　褥創の予防・処置
五　リハビリテーション
六　ターミナルケア
七　認知症患者の看護
八　療養生活や介護方法の指導
九　カテーテル等の管理
十　その他医師の指示による医療処置

（利用料等）
第７条　指定訪問看護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定訪問看護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載の自己負担割合に応じた額とする。
②　次条の通常の実施地域を超えて行う事業に要した交通費は、その実施地域を超えた地点から自宅までの交通費の実費を徴収する。なお、実施地域を超えた地点から、５キロメートル未満１００円、5キロメートル以上１０キロメートル未満２００円、１０キロメートル以上３００円を徴収する。
③　死後の処置料は、１５，０００円とする。
④　前２項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）
第８条　通常の事業の実施地域は、太田市（旧藪塚本町を除く）、大泉町、埼玉県熊谷市とする。

（緊急時等における対応方法）
第９条　看護師等は、指定訪問看護の実施中に、利用者の病状の急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡し適切な処置を行うこととする。
②　看護師等は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

（利用者に関する市町村への通知）
第10条　利用者が、正当な理由なく指定訪問看護の利用に関する指示に従わずに要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき、偽りや不正な行為によって保険給付を受けた、あるいは受けようとしたときは、市町村に対して通知する。

（勤務体制の確保）
第11条　利用者に対して、適切な指定訪問看護を提供できるよう、看護師等の勤務体制を定める。
②　看護師等の質的向上を図るための研修の機会を次の通り設ける。
一　採用時研修　採用後１ヵ月以内
二　継続研修　　年２回

（衛生管理等）
第12条　看護師等の清潔の保持及び健康状態について、定期健康診断等の必要な管理を行う。
②　事業所の設備及び備品などについて、衛生的な管理に努める。

（個人情報の保護）
第13条　利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。
②　ステーションが得た利用者又はその家族の個人情報については、ステーションでの介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。
③　従業者は、正当な理由なく業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
また、事業所の従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た秘密を保持するよう必要な措置を講じる。

（居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止）
第14条　居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して事業所によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与することはしない。

（苦情処理）
第15条　ステーションは、提供した指定訪問看護に対する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置など必要な措置を講じる。
②　自ら提供した指定訪問看護に関して、介護保険法第２３条の規定により市町村が行う文書などの提出や提示の求め、当該市町村の職員からの質問や照会に応じるほか、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査にも協力する。市町村から指導又は助言を受けた場合は、それに従って必要な改善を行う。
③　指定訪問看護等に対する利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が介護保険法第１７６条第１項第２号に基づき行う調査に協力する。自ら提供した指定訪問看護に関して国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、それに従って必要な改善を行う。

（事故発生時の対応）
第16条　利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、利用者に関わる居宅介護支援事業所等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。
②　利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。ただし、事業所の責めに帰すべからざる事由による場合は、この限りではない。

（会計の区分）
第17条　事業所ごとに経理を区分するとともに、指定訪問看護の会計とその他の事業の会計を区分する。

（記録の整備）

第18条　従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

②　利用者に対する指定訪問看護の提供に関する記録を整備するとともに、完結の日から５年間保存する。

（虐待防止に関する事項）

第19条　ステーションは、利用者の人権擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずるものとする。

一　定期的な虐待防止のための対策を検討する委員会の開催

二　虐待を防止するための看護師等に対する研修の実施

三　虐待防止のための指針の整備

四　利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

五　その他虐待防止のための措置

②　ステーションは、指定訪問看護提供中に、看護師等又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

（身体拘束等の原則禁止）

第20条　ステーションは、サービス提供にあったては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

②　ステーションは、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束等の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

（業務継続計画の策定等）

第21条　事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務開催を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該等業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

②　事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

③　事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて継続計画の変更を行うものとする。

（その他）

第22条　ステーションは、適切な指定訪問看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

第23条　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人三省会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成１２年４月１日より施行する。

この規程は、平成１５年４月１日より施行する。

この規程は、平成２０年４月１日より施行する。

この規程は、平成２１年７月１日より施行する。

この規程は、平成２１年８月１日より施行する。

この規程は、平成２５年７月１日より施行する。
この規程は、平成２６年６月１日より施行する。
この規程は、平成２７年５月１日より施行する。
この規程は、平成２８年４月１日より施行する。
この規程は、平成２９年４月１日より施行する。
この規程は、平成３０年４月１日より施行する。
この規程は、平成３１年４月１日より施行する。
この規程は、令和　２年４月１日より施行する。
この規程は、令和　４年４月１日より施行する。
この規程は、令和　５年４月１日より施行する。
この規程は、令和　６年４月１日より施行する。